公益財団法人　宮城県水産振興協会　定款

第１章　総則

（名　称）

第１条　この法人は、公益財団法人宮城県水産振興協会と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を宮城県宮城郡七ヶ浜町に置く。

２　この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第３条　この法人は、水産物の安定供給及び漁業者の生産活動の促進を図るための事業を行うとともに、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災に係る水産業復興のための事業を実施し、もって宮城県の水産業の発展に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）水産動植物種苗の生産、供給、中間育成及び放流並びに放流効果調査に関する事業

（２）資源管理型漁業、栽培漁業、漁場環境の保全の推進及び知識の普及・啓発並びに指導に関する事業

（３）漁船漁業、養殖業及び内水面漁業の振興に関する事業

（４）水産業の振興に関する受託事業

（５）東日本大震災に係る水産業復興に関する事業

（６）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項各号の事業については、宮城県内において行うものとする。

（事業年度）

第５条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第３章　資産及び会計

（財産の種別）

第６条　この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の２種類とする。

２　基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

（１）この法人の設立に際し基本財産として指定された財産

（２）基本財産とすることを指定して寄附された財産

（３）理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

３　その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（基本財産の維持及び処分）

第７条　基本財産についてこの法人は、目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

２　やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき、又は担保に供するときには、あらかじめ評議員会の議決を受けなければならない。

（財産の管理・運用）

第８条　この法人の財産の管理運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により定める財産管理運用規程によるものとする。

（事業計画及び収支予算）

第９条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前の日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第１０条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第６号までの書類については承認を受けなければならない。

（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）正味財産増減計算書
（５）貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
（６）財産目録

２　前項の書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告書
（２）理事及び監事並びに評議員の名簿
（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第１１条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成１９年内閣府令第６８号）第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第２項第４号の書類に記載するものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分）

第１２条　この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入で償還する短期借入金を除き、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上議決を経なければならない。

２　この法人が重要な財産の処分又は譲受けをする場合にあっても、前項と同様の手続きを経なければならない。

（会計の原則）

第１３条　この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第４章　評議員

（評議員）

第１４条　この法人に、評議員８名以上１５名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１５条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第１７９条から第１９５条までの規定に従い、評議員会の決議により行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たされなければならない。

（１）各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等以内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受け取る金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

（２）他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものとする。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律によって設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人をいう。）

（任　期）

第１６条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　任期満了前に退任した評議員の補欠又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

３　評議員は、辞任又は任期の満了においても、第１４条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員として権利義務を有する。

（報酬等）

第１７条　評議員に対しては、各年度の総額６００，０００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

２　評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て定める。

第５章　評議員会

（構　成）

第１８条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権　限）

第１９条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）評議員の選任又は解任
（２）理事及び監事の選任及び解任
（３）理事及び監事の報酬等の額
（４）評議員に対する報酬等の支給の基準
（５）貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
（６）定款の変更
（７）残余財産の処分
（８）基本財産の処分又は除外の承認
（９）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（種類及び開催）

第２０条　評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の２種とする。

２　定時評議員会は、毎事業年度１回、毎事業年度終了後３箇月以内に開催する。

３　臨時評議会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。

（招　集）

第２１条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（招集の通知）

第２２条　評議員会は、評議員会の開催日の７日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議　長）

第２３条　評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の中から選出する。

（決　議）

第２４条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）評議員に対する報酬等の支給の基準
（３）定款の変更
（４）基本財産の処分又は除外の承認
（５）その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２７条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第２５条　評議員会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名がこれに記名押印する。

（評議員会運営規則）

第２６条　評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第６章　役　員

（役員の設置）

第２７条　この法人に、次の役員を置く。
（１）理事　５名以上１０名以内
（２）監事　２名以内

２　理事のうち１名を理事長とし、副理事長及び専務理事を置くことができる。

３　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 項の業務執行理事とする。

（役員の選任等）

第２８条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長、副理事長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

３　第１５条第２項の規定は、理事及び監事について準用する。この場合において、規定中「評議員」とあるのは、「理事」及び「監事」と読み替える。

（理事の職務及び権限）

第２９条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

４　専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

５　理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第３０条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
（役員の任期）
第３１条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
２　補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
３　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
４　任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。
５　理事又は監事は、この定款に定める定数に満たなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
（役員の解任）
第３２条　理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることができる評議員の３分の２以上にあたる多数の決議に基づいて行われなければならない。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
（報　酬）
第３３条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
２　理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て定める。

第７章　理事会

（構　成）
第３４条　理事会は、すべての理事で構成する。
（権　限）
第３５条　理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長、副理事長及び専務理事の選任及び解職
（種類及び開催）
第３６条　理事会は、定時理事会及び臨時理事会の２種とする。
２　定時理事会は、毎事業年度５月及び３月に開催する。

３　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）理事長が必要と認めたとき。
（２）理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
（３）前号の請求があった日から５日以内に、その日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
（４）監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招　集）

第３７条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を召集する。

（招集通知）

第３８条　理事会は、理事会の開催日の７日前までに、理事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

（議長）

第３９条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決　議）

第４０条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９７条において準用する同法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第４１条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長（理事長に事故あるときは出席した理事）及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（理事会運営規則）

第４２条　理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４３条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１５条についても適用する。

（解　散）

第４４条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第４５条　この法人が、公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である時を除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号。以下「認定法」という。）第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）
第４６条　この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第５条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　事務局

（設置等）
第４７条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
３　事務局長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
４　前項以外の職員は、理事長が任免する。
５　事務局の組織及び運営に関する必要事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

（備置き帳簿及び書類）
第４８条　この法人の事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。なお、備え置くべき機関につき法令等に定めがあるものについては、それに基づき備え置くものとする。
（１）定款
（２）役員名簿
（３）事業計画書
（４）収支予算書
（５）資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
（６）評議員会及び理事会の会議録
（７）貸借対照表
（８）正味財産増減計算書
（９）財産目録
(10) 事業報告書
(11) 附属明細書
(12) 監査報告書・会計監査報告書
(13) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した重要な書類
(14) その他法令で定める帳簿及び書類

第１０章　賛助会員

（賛助会員）
第４９条　この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。
２　賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規定による。

第１１章　公告の方法

（公告の方法）
第５０条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法により行う。

第１２章　補則

（委任）

第５１条　この定款に定めるほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日（平成２５年４月１日）から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第５条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の理事長は、川村　亨とする。

４　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

長田　　穣
大江　真弘
北村　悦朗
内形　繁夫
菊地　伸悦
佐藤　亮輔
臼井　賢志
髙橋　長偉

５　この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。

川村　　亨
佐藤　　通
阿部　敏彦
伊丹　克己
佐々木憲雄
丹野　一雄
齋藤　吉勝
廣野　　淳
笠原　恵介

６　この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

東　常太郎
今野　光則

７　法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規程等は、移行後もその効力を有するものとする。

附則

この定款は、平成２８年４月１日から施行する。

附則

この定款は、令和２年６月１２日から施行する。